

資料3 防災会議委員からの意見を踏まえた修正（新旧対照表）

	修正前	修正後
1	<p>総則</p> <p>第3節 災害の想定 (略)</p> <p>第1 想定災害 【危機管理室】 (略)</p> <p>3 本計画が対象とする地震 (略)</p> <p>(1) 被害想定結果 (略)</p> <p>【ライフラインの被害】 (略)</p> <p>・上水道</p> <p>上町断層帯地震により、府内全域で商業電源が喪失するおそれがあるため、大阪広域水道企業団の中継ポンプ場の機能が停止し、本市の受水が全て停止する。 受水停止により、市内全域が数時間程度で断水状態となる。 また、南海トラフ巨大地震の被害想定は行っていないが、上町断層帯地震による被害想定内とした。 復旧日数は、上町断層帯地震、南海トラフ巨大地震とも25日</p>	<p>総則</p> <p>第3節 災害の想定 (略)</p> <p>第1 想定災害 【危機管理室】 (略)</p> <p>3 本計画が対象とする地震 (略)</p> <p>(1) 被害想定結果 (略)</p> <p>【ライフラインの被害】 (略)</p> <p>・上水道</p> <p><u>大阪広域水道企業団事業継続計画では上町断層帯地震による被害想定として、大規模な管路・施設被害、また広域的な停電によるポンプ場等の停止を想定しているため、本市においては最悪のケースとして、大阪広域水道企業団からの受水停止を想定している。この場合、発災数時間程度で市内全域が断水状態となる。</u></p> <p>また、南海トラフ巨大地震の被害想定は行っていないが、上町断層帯地震による被害想定内とした。 復旧日数は、上町断層帯地震、南海トラフ巨大地震とも25日</p>
	(略)	(略)
2	<p>第4節 防災関係機関の業務大綱 (略)</p> <p>第7 指定公共機関 【各指定公共機関】</p> <p>1 西日本電信電話株式会社（関西支店）、<del>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（関西営業支店）</del>及び株式会社NTTドコモ（関西支社）（以下「西日本電信電話株式会社等」という。）</p>	<p>第4節 防災関係機関の業務大綱 (略)</p> <p>第7 指定公共機関 【各指定公共機関】</p> <p>1 西日本電信電話株式会社（関西支店）及び株式会社NTTドコモ（関西支社）（以下「西日本電信電話株式会社等」という。）</p>
3	7 西日本旅客鉄道株式会社（大阪支社）	7 西日本旅客鉄道株式会社（ <del>阪奈支社</del> ）
	(略)	(略)
4	<p>災害予防対策</p> <p>第1章 被害の発生抑止・軽減 (略)</p> <p>第2節 都市基盤施設の被害防止 (略)</p> <p>第2 ライフライン・放送施設災害予防対策 【上下水道局、ライフライン・放送関係事業者】 (略)</p> <p>1 上水道施設</p> <p>上水道施設の耐震化を、老朽化施設の整備及び改良とあわせて推進し、施設の常時監視及び点検を強化、保全し、災害発生に伴う被害を最小限度にとどめる。 (1) 配水場施設等</p>	<p>災害予防対策</p> <p>第1章 被害の発生抑止・軽減 (略)</p> <p>第2節 都市基盤施設の被害防止 (略)</p> <p>第2 ライフライン・放送施設災害予防対策 【上下水道局、ライフライン・放送関係事業者】 (略)</p> <p>1 上水道施設</p> <p>上水道施設の耐震化を、老朽化施設の整備及び改良とあわせて推進し、施設の常時監視及び点検を強化、保全し、災害発生に伴う被害を最小限度にとどめる。 (1) 配水場施設等</p>

	修正前	修正後
	<p><del>水道部は、</del>配水池の耐震補強を行い、市民に供給する水を確保する機能をもたせるために、配水場等の配水池に緊急遮断弁を設置する。</p> <p>(2) 送・配水管路施設</p> <p><del>水道部は、</del>送水管及び配水管の耐震化や、老朽管などの布設替えを重点的に行い、耐震管路網を整備する。特に指定避難所や医療施設等への給水ルートを優先的に耐震化する。</p> <p>また、応急給水施設として小学校の避難所等に災害時給水栓を設置し、断水時に水の相互融通を可能にする緊急連絡管を大阪広域水道企業団及び近隣 6 事業者との間で整備している。</p>	<p>配水池の耐震補強を行い、市民に供給する水を確保する機能をもたせるために、配水場等の配水池に緊急遮断弁を設置する。</p> <p>(2) 送・配水管路施設</p> <p>送水管及び配水管の耐震化や、老朽管などの布設替えを重点的に行い、耐震管路網を整備する。特に指定避難所や医療施設等への給水ルートを優先的に耐震化する。</p> <p>また、応急給水設備として<u>災害時給水栓を指定避難所となる小学校や区役所等（全 101 か所）に設置している（令和 4 年度完了）。さらに、緊急時のバックアップとして大阪広域水道企業団と、断水時の相互融通のため近隣 6 事業者と、それぞれ緊急連絡管を整備している。</u></p>
5	<p><b>2 下水道施設</b></p> <p>ポンプ場、処理場、幹線管渠等の主要構造物は、地震、風水害等の災害に耐えられる構造にし、管渠の点検を行い、現状を把握し、不良部分については清掃、浚渫、補修及び改良を行い、地震及び風水害による被害を最小限度とする。特に地震については、下水道総合地震対策計画に基づき年次的に事業を実施する。</p> <p>(1) 処理施設</p> <p>電気及び機械設備については、維持管理を適切に行い、耐用年数及び老朽度を考慮して必要な改築更新を実施する。</p> <p>土木構造物については、電気及び機械設備の改築更新に合わせて必要な補強を実施する等、効率的な対策を行う。</p> <p>また、下水処理場間のネットワーク化を図り、被災時の水処理機能を確保する。</p> <p>(略)</p> <p><b>第 4 節 水害予防対策の推進</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第 5 下水道の整備 【上下水道局】</b></p> <p>公共下水道施設整備には、大きく分けて汚水整備と雨水整備がある。</p> <p>汚水整備に関しては、令和 4 年度末で、堺市の行政区域面積 14,983ha に対して、下水道必要整備面積が 12,707ha あり（臨海工業地帯と緑地の一部を除く。）、そのうち処理区域の面積は 10,184ha で、下水道処理人口普及率は 98.5%である。（下水道処理人口普及率とは、行政区域内人口に対する下水道法 9 条による供用開始の公示区域内人口の割合。（人口は住民基本台帳））</p> <p>雨水整備事業に関しては、昭和 27 年に下水道法事業認可を取得し、浸水対策事業を開始した。</p>	<p><b>2 下水道施設</b></p> <p>ポンプ場、処理場、幹線管渠等の主要構造物は、地震、風水害等の災害に耐えられる構造にし、管渠の点検を行い、現状を把握し、不良部分については清掃、浚渫、補修及び改良を行い、地震及び風水害による被害を最小限度とする。特に地震については、下水道総合地震対策計画に基づき年次的に事業を実施する。</p> <p>(1) 処理施設</p> <p>電気及び機械設備については、維持管理を適切に行い、耐用年数及び老朽度を考慮して必要な改築更新を実施する。</p> <p>土木構造物については、電気及び機械設備の改築更新に合わせて必要な補強を実施する等、効率的な対策を行う。</p> <p>また、下水処理場の<u>最適化</u>を図り、被災時の水処理機能を確保する。</p> <p>(略)</p> <p><b>第 4 節 水害予防対策の推進</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第 5 下水道の整備 【上下水道局】</b></p> <p>公共下水道施設整備には、大きく分けて汚水整備と雨水整備がある。</p> <p>汚水整備に関しては、令和 4 年度末で、堺市の行政区域面積 14,983ha に対して、下水道必要整備面積が 12,707ha あり（臨海工業地帯と緑地の一部を除く。）、そのうち処理区域の面積は 10,184ha で、下水道処理人口普及率は 98.5%である。（下水道処理人口普及率とは、行政区域内人口に対する下水道法 9 条による供用開始の公示区域内人口の割合。（人口は住民基本台帳））</p> <p>雨水整備事業に関しては、昭和 27 年に下水道法事業認可を取得し、浸水対策事業を開始した。</p> <p><u>雨水管渠や雨水ポンプ場など多くの施設を整備したが、宅地開発や土地利用の高度化等により新たな浸水被害が発生し、昭和 57 年や平成 20 年の豪雨では甚大な被害が発生した。さらに、近年の気候変動の影響などにより局地的降雨の発生が増加傾向にある。</u></p> <p><u>そのため、大雨による内水氾濫から市民の生命と財産を守るため、整備が必要な地区を選定し、重点化した対策を計画的かつ効果的に進めることに加え、気候変動の影響を考慮した施設の整備計画の見直しに取り組む。</u></p>
6	<p>しかし、昭和 40 年代半ば以降の宅地開発や土地利用の高度化等の都市化により、雨水流出抑制機能を果たしてきた田畑、緑地、空地が減少し、新たな浸水被害が生じるようになった。</p> <p>そのため、昭和 50 年の事業認可変更時には、雨水ポンプ場の増強や雨水バイパス幹線を追加し、さらに昭和 57 年の豪雨災害以降には雨水調整池を位置付けた計画とし、浸水被害を早期かつ効率的に軽減することをめざしている。</p> <p><b>1 公共下水道における雨水整備</b></p> <p>(1) 管渠、ポンプ場の整備</p> <p>公共下水道計画では、管渠、ポンプ場の整備に際しては、10 年に一度の降雨（1 時間雨量 50 ミリ程度）に対応できることを目標に、浸水頻度の高い区域を中心に整備を進めている。</p>	<p><b>1 公共下水道における雨水整備</b></p> <p>(1) 管渠、ポンプ場の整備</p> <p>公共下水道計画では、<u>時間降雨約 50mm に対応するため、過去の浸水実績や浸水シミュレーションから浸水危険解除重点地区を定め、重点的かつ計画的に対策を行い、雨水管渠やポンプ場等の整備を進めている。</u></p>

	修正前	修正後																																																												
7	<p>また、下水道管渠により自然放流できない低地帯においては、管渠の整備に併せてポンプ場を整備又は増強しながら浸水対策を行う。</p> <p>今後も雨水ポンプ場の新設や増設及び雨水幹線の整備を行っていく。</p> <p>(略)</p> <p><b>第2章 災害の拡大の抑止</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第2節 自主防災体制の整備</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第1 地区防災計画の策定等 【危機管理室、区役所】</b></p> <p>(略)</p> <p><b>5 地域防災計画に定める地区防災計画</b></p> <table border="1"> <tr><td>錦西校区地区防災計画</td><td>三宝校区地区防災計画カルテ</td></tr> <tr><td>安井校区地区防災計画</td><td>深阪校区地区防災計画</td></tr> <tr><td>八田荘校区地区防災計画</td><td>深井西校区地区防災計画</td></tr> <tr><td>八田荘西校区地区防災計画</td><td>鳳校区地区防災計画</td></tr> <tr><td>鳳南校区地区防災計画</td><td>上野芝校区地区防災計画</td></tr> <tr><td>向丘校区地区防災計画</td><td>福泉校区地区防災計画</td></tr> <tr><td>福泉東校区地区防災計画</td><td>浜寺東校区地区防災計画</td></tr> <tr><td>福泉上校区地区防災計画</td><td>浜寺石津校区地区防災計画</td></tr> <tr><td>家原寺校区地区防災計画</td><td>上神谷地区防災計画</td></tr> <tr><td>御池台校区地区防災計画</td><td>美木多校区地区防災計画</td></tr> <tr><td>高倉台地区防災計画</td><td>金岡校区地区防災計画</td></tr> <tr><td>新金岡校区地区防災計画</td><td>百舌鳥校区地区防災計画</td></tr> <tr><td>五箇荘校区地区防災計画</td><td>平尾校区地区防災計画</td></tr> <tr><td>美原西校区地区防災計画</td><td>黒山校区地区防災計画</td></tr> <tr><td>八上校区地区防災計画</td><td></td></tr> </table> <p>(略)</p>	錦西校区地区防災計画	三宝校区地区防災計画カルテ	安井校区地区防災計画	深阪校区地区防災計画	八田荘校区地区防災計画	深井西校区地区防災計画	八田荘西校区地区防災計画	鳳校区地区防災計画	鳳南校区地区防災計画	上野芝校区地区防災計画	向丘校区地区防災計画	福泉校区地区防災計画	福泉東校区地区防災計画	浜寺東校区地区防災計画	福泉上校区地区防災計画	浜寺石津校区地区防災計画	家原寺校区地区防災計画	上神谷地区防災計画	御池台校区地区防災計画	美木多校区地区防災計画	高倉台地区防災計画	金岡校区地区防災計画	新金岡校区地区防災計画	百舌鳥校区地区防災計画	五箇荘校区地区防災計画	平尾校区地区防災計画	美原西校区地区防災計画	黒山校区地区防災計画	八上校区地区防災計画		<p><u>重点地区以外で浸水被害が生じた地区については、雨水施設の状況や起伏等、浸水地区の実態に応じた対策を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>第2章 災害の拡大の抑止</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第2節 自主防災体制の整備</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第1 地区防災計画の策定等 【危機管理室、区役所】</b></p> <p>(略)</p> <p><b>5 地域防災計画に定める地区防災計画</b></p> <table border="1"> <tr><td>錦西校区地区防災計画</td><td>三宝校区地区防災計画カルテ</td></tr> <tr><td>安井校区地区防災計画</td><td>深阪校区地区防災計画</td></tr> <tr><td>八田荘校区地区防災計画</td><td>深井西校区地区防災計画</td></tr> <tr><td>八田荘西校区地区防災計画</td><td>鳳校区地区防災計画</td></tr> <tr><td>鳳南校区地区防災計画</td><td>上野芝校区地区防災計画</td></tr> <tr><td>向丘校区地区防災計画</td><td>福泉校区地区防災計画</td></tr> <tr><td>福泉東校区地区防災計画</td><td>浜寺東校区地区防災計画</td></tr> <tr><td>福泉上校区地区防災計画</td><td>浜寺石津校区地区防災計画</td></tr> <tr><td>家原寺校区地区防災計画</td><td><u>平岡校区地区防災計画</u></td></tr> <tr><td>上神谷地区防災計画</td><td>御池台校区地区防災計画</td></tr> <tr><td>美木多校区地区防災計画</td><td>高倉台地区防災計画</td></tr> <tr><td>金岡校区地区防災計画</td><td>新金岡校区地区防災計画</td></tr> <tr><td>百舌鳥校区地区防災計画</td><td>五箇荘校区地区防災計画</td></tr> <tr><td>平尾校区地区防災計画</td><td>美原西校区地区防災計画</td></tr> <tr><td>黒山校区地区防災計画</td><td>八上校区地区防災計画</td></tr> </table> <p>(略)</p>	錦西校区地区防災計画	三宝校区地区防災計画カルテ	安井校区地区防災計画	深阪校区地区防災計画	八田荘校区地区防災計画	深井西校区地区防災計画	八田荘西校区地区防災計画	鳳校区地区防災計画	鳳南校区地区防災計画	上野芝校区地区防災計画	向丘校区地区防災計画	福泉校区地区防災計画	福泉東校区地区防災計画	浜寺東校区地区防災計画	福泉上校区地区防災計画	浜寺石津校区地区防災計画	家原寺校区地区防災計画	<u>平岡校区地区防災計画</u>	上神谷地区防災計画	御池台校区地区防災計画	美木多校区地区防災計画	高倉台地区防災計画	金岡校区地区防災計画	新金岡校区地区防災計画	百舌鳥校区地区防災計画	五箇荘校区地区防災計画	平尾校区地区防災計画	美原西校区地区防災計画	黒山校区地区防災計画	八上校区地区防災計画
錦西校区地区防災計画	三宝校区地区防災計画カルテ																																																													
安井校区地区防災計画	深阪校区地区防災計画																																																													
八田荘校区地区防災計画	深井西校区地区防災計画																																																													
八田荘西校区地区防災計画	鳳校区地区防災計画																																																													
鳳南校区地区防災計画	上野芝校区地区防災計画																																																													
向丘校区地区防災計画	福泉校区地区防災計画																																																													
福泉東校区地区防災計画	浜寺東校区地区防災計画																																																													
福泉上校区地区防災計画	浜寺石津校区地区防災計画																																																													
家原寺校区地区防災計画	上神谷地区防災計画																																																													
御池台校区地区防災計画	美木多校区地区防災計画																																																													
高倉台地区防災計画	金岡校区地区防災計画																																																													
新金岡校区地区防災計画	百舌鳥校区地区防災計画																																																													
五箇荘校区地区防災計画	平尾校区地区防災計画																																																													
美原西校区地区防災計画	黒山校区地区防災計画																																																													
八上校区地区防災計画																																																														
錦西校区地区防災計画	三宝校区地区防災計画カルテ																																																													
安井校区地区防災計画	深阪校区地区防災計画																																																													
八田荘校区地区防災計画	深井西校区地区防災計画																																																													
八田荘西校区地区防災計画	鳳校区地区防災計画																																																													
鳳南校区地区防災計画	上野芝校区地区防災計画																																																													
向丘校区地区防災計画	福泉校区地区防災計画																																																													
福泉東校区地区防災計画	浜寺東校区地区防災計画																																																													
福泉上校区地区防災計画	浜寺石津校区地区防災計画																																																													
家原寺校区地区防災計画	<u>平岡校区地区防災計画</u>																																																													
上神谷地区防災計画	御池台校区地区防災計画																																																													
美木多校区地区防災計画	高倉台地区防災計画																																																													
金岡校区地区防災計画	新金岡校区地区防災計画																																																													
百舌鳥校区地区防災計画	五箇荘校区地区防災計画																																																													
平尾校区地区防災計画	美原西校区地区防災計画																																																													
黒山校区地区防災計画	八上校区地区防災計画																																																													
8	<p>(略)</p> <p><b>第3節 都市の防災機能の強化</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第1 防災空間の整備 【建築都市局、建設局】</b></p> <p>(略)</p> <p><b>1 都市公園等の整備</b></p> <p>(略)</p> <p>(1) 都市公園の現況</p> <p>令和5年3月31日現在、1,192か所、712.46haの都市公園を開設しており、市民一人当たりの都市公園面積は、8.76㎡である。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p><b>第3節 都市の防災機能の強化</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第1 防災空間の整備 【建築都市局、建設局】</b></p> <p>(略)</p> <p><b>1 都市公園等の整備</b></p> <p>(略)</p> <p>(1) 都市公園の現況</p> <p>令和5年3月31日現在、1,192か所、712.46haの都市公園を開設しており、市民一人当たりの都市公園面積は、8.76㎡である。</p> <p>(略)</p>																																																												
9	<p><b>5 河川（大和川）部、臨海部における防災機能の強化</b></p> <p>「堺市総合防災センター」を補完する支援拠点として、地域総合防災力向上を図るため、緊急避難場所や復旧・復興の支援拠点機能の必要性から、三宝水再生センター内の災害対策センターを防災拠点として活用<u>できるよう推進</u>する。</p> <p>(略)</p>	<p><b>5 河川（大和川）部、臨海部における防災機能の強化</b></p> <p>「堺市総合防災センター」を補完する支援拠点として、地域総合防災力向上を図るため、緊急避難場所や復旧・復興の支援拠点機能の必要性から、三宝水再生センター内の災害対策センターを防災拠点として活用する。</p> <p>(略)</p>																																																												
	<b>第3章 防災体制の整備</b>	<b>第3章 防災体制の整備</b>																																																												

	修正前	修正後
10	<p><b>第1節 総合的防災体制の整備</b> (略)</p> <p><b>第3 防災拠点の整備 【危機管理室、消防局、上下水道局】</b> (略)</p> <p><b>1 防災センターの整備</b> 次の役割を有した「堺市総合防災センター」の整備など、堺市域を包括できる防災拠点整備を図る。 <b>【機能】</b> (1) 市民に対する防災意識及び災害対策能力向上のための啓発機能 (2) 災害用資器材等の備蓄 (3) 物資備蓄・配送拠点 (4) 災害対策本部の代替機能 (5) 災害時用臨時ヘリポート (6) 消防、警察、自衛隊等広域応援部隊の駐留拠点 (7) 消防職員や消防団員の災害対応能力を高めるための教育訓練施設 また、臨海部においては、堺2区に立地する国の基幹的広域防災拠点との連携による効果的な防災体制の構築を図るため、また、河川（大和川）部における防災機能の強化をめざすことから「堺市総合防災センター」を補完する支援拠点として、三宝水再生センターの災害対策センターを防災拠点として活用<del>できる</del><b>よう推進</b>する。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第1節 総合的防災体制の整備</b> (略)</p> <p><b>第3 防災拠点の整備 【危機管理室、消防局、上下水道局】</b> (略)</p> <p><b>1 防災センターの整備</b> 次の役割を有した「堺市総合防災センター」の整備など、堺市域を包括できる防災拠点整備を図る。 <b>【機能】</b> (1) 市民に対する防災意識及び災害対策能力向上のための啓発機能 (2) 災害用資器材等の備蓄 (3) 物資備蓄・配送拠点 (4) 災害対策本部の代替機能 (5) 災害時用臨時ヘリポート (6) 消防、警察、自衛隊等広域応援部隊の駐留拠点 (7) 消防職員や消防団員の災害対応能力を高めるための教育訓練施設 また、臨海部においては、堺2区に立地する国の基幹的広域防災拠点との連携による効果的な防災体制の構築を図るため、また、河川（大和川）部における防災機能の強化をめざすことから「堺市総合防災センター」を補完する支援拠点として、三宝水再生センターの災害対策センターを防災拠点として活用する。</p> <p>(略)</p>
11	<p><b>第5 応援体制の整備 【危機管理室】</b> (略)</p> <p><b>5 ボランティアとの連携強化</b> ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、社会福祉協議会等と協力し、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組が行えるよう、防災協定の締結やコーディネート機能の強化に努める。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第5 応援体制の整備 【危機管理室】</b> (略)</p> <p><b>5 ボランティアとの連携強化</b> ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、社会福祉協議会等と協力し、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組が行えるよう、防災協定の締結やコーディネート機能の強化に努める。</p> <p>(略)</p>
12	<p><b>第4章 被災者支援の充実</b> <b>第1節 緊急物資の確保</b> (略)</p> <p><b>第2 食料・生活必需品の確保 【危機管理室、財政局、区役所】</b> (略)</p> <p><b>1 府、市の備蓄等</b> (略)</p> <p>(2) その他の物資の確保 長期に渡る避難生活に必要な物資の確保体制をあらかじめ整備する。 飲料水は、応急給水や大阪府の備蓄、流通備蓄等が行き届くまでの緊急措置として高齢者等の要配慮者に配布できるよう、全ての指定避難所や各区役所、上下水道局の災害対策倉庫に備蓄する。 なお、医薬品については、医薬品供給班において、別途、応急救護所や指定避難所への供給活動を行う。 ア 日用品セット（タオル、Tシャツ、石鹸、歯磨きセット等） イ 光熱用品（LPガス、LPガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等） ウ 精米、即席麺などの主食</p>	<p><b>第4章 被災者支援の充実</b> <b>第1節 緊急物資の確保</b> (略)</p> <p><b>第2 食料・生活必需品の確保 【危機管理室、財政局、区役所】</b> (略)</p> <p><b>1 府、市の備蓄等</b> (略)</p> <p>(2) その他の物資の確保 長期に渡る避難生活に必要な物資の確保体制をあらかじめ整備する。 飲料水は、応急給水や大阪府の備蓄、流通備蓄等が行き届くまでの緊急措置として高齢者等の要配慮者に配布できるよう、全ての指定避難所や各区役所、上下水道局の災害対策倉庫に備蓄する。 なお、医薬品については、医薬品供給班において、別途、応急救護所や指定避難所への供給活動を行う。 ア 日用品セット（タオル、Tシャツ、石鹸、歯磨きセット等） イ 光熱用品（LPガス、LPガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等） ウ 精米、即席麺などの主食</p>

	修正前	修正後
	<p>エ 飲料水 <del>(アルミ缶、490ml、5年保存)</del></p> <p>オ 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等）</p> <p>カ ブルーシート、土のう袋</p> <p>キ 車いす、視覚障害者用つえ等の福祉用具等</p> <p>ク 仮設風呂・仮設シャワー</p> <p>ケ 簡易ベッド、間仕切り等</p> <p>コ 遺体収容袋など</p> <p>(略)</p> <p><b>第2節 ライフライン機能の確保</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第1 上水道 【上下水道局】</b></p> <p>(略)</p> <p><b>3 防災訓練の実施</b></p> <p>市（上下水道局）は、情報収集連絡体制及び他政令指定都市等との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、市（危機管理室）などが計画する防災訓練に参加し、上下水道局独自の災害訓練、日本水道協会の災害訓練及び協定締結先との災害訓練を継続的に実施する。</p> <p>(略)</p> <p><b>第2 下水道 【上下水道局】</b></p> <p>(略)</p> <p><b>3 防災訓練の実施</b></p> <p>市（上下水道局）は、情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、市（危機管理室）などが計画する防災訓練に参加し、上下水道局独自の災害訓練及び協定締結先との災害訓練を継続的に実施する。</p> <p>(略)</p> <p><b>第6 住民への広報 【市長公室、上下水道局、各事業者】</b></p> <p>(略)</p> <p><b>1 上下水道</b></p> <p>大阪広域水道企業団及び市（上下水道局及び危機管理室）は、飲料水や携帯トイレ等の備蓄の重要性等について広報する。また、市（上下水道局）は、指定避難所等に整備される災害時給水栓やマンホールトイレのほか、水質汚濁防止や非常時の下水排除の制限等についても広報する。</p> <p>(略)</p> <p><b>第5節 帰宅困難者対策</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第1 帰宅困難者への支援 【危機管理室】</b></p> <p>市は、府及び民間事業者等との連携のもと、大規模地震等により徒歩帰宅を余儀なくされる人に対し、主要幹線道路や鉄軌道の運行状況の情報の提供などの支援を行い、徒歩による帰宅が困難な人のために、一時滞留施設を確保するなど円滑な帰宅を支援する対策の推進を図る。</p> <p>また、情報の提供にあたっては、防災関係機関が連携し、利用者自らが次の行動を判断できるよう、利用者視点での情報提供に取り組む。</p>	<p>エ 飲料水</p> <p>オ 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等）</p> <p>カ ブルーシート、土のう袋</p> <p>キ 車いす、視覚障害者用つえ等の福祉用具等</p> <p>ク 仮設風呂・仮設シャワー</p> <p>ケ 簡易ベッド、間仕切り等</p> <p>コ 遺体収容袋など</p> <p>(略)</p> <p><b>第2節 ライフライン機能の確保</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第1 上水道 【上下水道局】</b></p> <p>(略)</p> <p><b>3 防災訓練の実施</b></p> <p>市（上下水道局）は、情報収集連絡体制及び他政令指定都市等との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、市（危機管理室）などが計画する防災訓練に参加する。また、上下水道局独自の災害訓練、日本水道協会の災害訓練及び協定締結先との災害訓練を継続的に実施する。</p> <p>(略)</p> <p><b>第2 下水道 【上下水道局】</b></p> <p>(略)</p> <p><b>3 防災訓練の実施</b></p> <p>市（上下水道局）は、情報収集連絡体制及び他政令指定都市等との協力体制の充実強化、緊急対応・<u>応急復旧の手順</u>の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、市（危機管理室）などが計画する防災訓練に参加する。また、上下水道局独自の災害訓練及び協定締結先との災害訓練を継続的に実施する。</p> <p>(略)</p> <p><b>第6 住民への広報 【市長公室、上下水道局、各事業者】</b></p> <p>(略)</p> <p><b>1 上下水道</b></p> <p>大阪広域水道企業団及び市（上下水道局及び危機管理室）は、飲料水や携帯トイレ等の備蓄の重要性等について広報する。また、市（上下水道局）は、指定避難所等に<u>配備された簡易給水タンク</u>や災害時給水栓及びマンホールトイレのほか、水質汚濁防止や非常時の下水排除の制限等についても広報する。</p> <p>(略)</p> <p><b>第5節 帰宅困難者対策</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第1 帰宅困難者への支援 【危機管理室】</b></p> <p>市は、府及び民間事業者等との連携のもと、大規模地震等により徒歩帰宅を余儀なくされる人に対し、主要幹線道路や鉄軌道の運行状況の情報の提供などの支援を行い、徒歩による帰宅が困難な人のために、<u>宿泊施設、大規模店舗及び大学等に協力を求め、必要に応じて一時滞在</u>施設を確保するなど円滑な帰宅を支援する対策の推進を図る。</p> <p>また、情報の提供にあたっては、防災関係機関が連携し、利用者自らが次の行動を判断できるよう、利用者視点での情報提供に取り組む。</p>
13		
14		
15		
16		

	修正前	修正後																		
17	<p>(略)</p> <p><b>災害応急対策 地震・津波編</b></p> <p><b>第1章 初動期の活動</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第2節 津波対策</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第5 ライフライン・放送事業者の活動</b></p> <p><b>4 電気通信</b> (西日本電信電話株式会社関西支店、株式会社NTT ドコモ (関西支社)、KDDI 株式会社 (関西総支社)、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社)</p> <p>(略)</p> <p><b>第13節 ライフラインの緊急対応</b></p> <p><b>【第13節の施策体系】</b></p>	<p>(略)</p> <p><b>災害応急対策 地震・津波編</b></p> <p><b>第1章 初動期の活動</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第2節 津波対策</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第5 ライフライン・放送事業者の活動</b></p> <p><b>4 電気通信</b> (<u>西日本電信電話株式会社等</u>、KDDI 株式会社 (関西総支社)、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社)</p> <p>(略)</p> <p><b>第13節 ライフラインの緊急対応</b></p> <p><b>【第13節の施策体系】</b></p>																		
18	<table border="1"> <tr> <td>第13節 ライフラインの 緊急対応</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>第5 電気通信施設</td> <td>P. 277</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">主担当：西日本電信電話株式会社等</td> </tr> </table>	第13節 ライフラインの 緊急対応	(略)			第5 電気通信施設	P. 277		主担当：西日本電信電話株式会社等		<table border="1"> <tr> <td>第13節 ライフラインの 緊急対応</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>第5 電気通信施設</td> <td>P. 277</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">主担当：<u>西日本電信電話株式会社等、KDDI 株式会社 (関西総支社)、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社</u></td> </tr> </table>	第13節 ライフラインの 緊急対応	(略)			第5 電気通信施設	P. 277		主担当： <u>西日本電信電話株式会社等、KDDI 株式会社 (関西総支社)、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社</u>	
第13節 ライフラインの 緊急対応	(略)																			
	第5 電気通信施設	P. 277																		
	主担当：西日本電信電話株式会社等																			
第13節 ライフラインの 緊急対応	(略)																			
	第5 電気通信施設	P. 277																		
	主担当： <u>西日本電信電話株式会社等、KDDI 株式会社 (関西総支社)、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社</u>																			
19	<p>(略)</p> <p><b>第5 電気通信施設</b></p> <p><b>【西日本電信電話株式会社等】</b></p>	<p>(略)</p> <p><b>第5 電気通信施設</b></p> <p><b>【西日本電信電話株式会社等、KDDI 株式会社 (関西総支社)、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社】</b></p>																		
20	<p>(略)</p> <p><b>第2章 応急復旧期の活動</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第5節 避難行動要支援者支援</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等 【健康福祉局、危機管理室、区役所】</b></p> <p><b>1 避難行動要支援者の安否確認及び被災状況の把握</b></p> <p>(1) 市は、自治会、校区福祉委員会、自主防災組織、民生委員・児童委員及び福祉専門職等と連携し、避難所や自宅で避難生活を送っている避難行動要支援者の安否確認及び被災状況の把握に努める。また、市及び府は、被災により保護者を失う等の要保護児童の迅速な発見、保護に努める。</p> <p>(2) 市は、所管する社会福祉施設等の施設設備、職員、入所者及び福祉関係職員等の被災状況の迅速な把握に努める。</p> <p>(略)</p> <p><b>第7節 ライフラインの確保</b></p> <p><b>【第7節の施策体系】</b></p>	<p>(略)</p> <p><b>第2章 応急復旧期の活動</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第5節 避難行動要支援者支援</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等 【健康福祉局、危機管理室、区役所】</b></p> <p><b>1 避難行動要支援者の安否確認及び被災状況の把握</b></p> <p>(1) 市は、自治会、校区福祉委員会、自主防災組織、民生委員・児童委員及び福祉専門職等と連携し、避難所や<u>避難所外 (自宅、テント及び車等)</u>で避難生活を送っている避難行動要支援者の安否確認及び被災状況の把握に努める。また、市及び府は、被災により保護者を失う等の要保護児童の迅速な発見、保護に努める。</p> <p>(2) 市は、所管する社会福祉施設等の施設設備、職員、入所者及び福祉関係職員等の被災状況の迅速な把握に努める。</p> <p>(略)</p> <p><b>第7節 ライフラインの確保</b></p> <p><b>【第7節の施策体系】</b></p>																		
21	<table border="1"> <tr> <td>第7節 ライフラインの 確保</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>第5 電気通信施設</td> <td>P. 308</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">主担当：西日本電信電話株式会社 (関西支店)、 KDDI 株式会社 (関西総支社)、 ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	第7節 ライフラインの 確保	(略)			第5 電気通信施設	P. 308		主担当：西日本電信電話株式会社 (関西支店)、 KDDI 株式会社 (関西総支社)、 ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社		<table border="1"> <tr> <td>第7節 ライフラインの 確保</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>第5 電気通信施設</td> <td>P. 308</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">主担当：<u>西日本電信電話株式会社等</u>、 KDDI 株式会社 (関西総支社)、 ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	第7節 ライフラインの 確保	(略)			第5 電気通信施設	P. 308		主担当： <u>西日本電信電話株式会社等</u> 、 KDDI 株式会社 (関西総支社)、 ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社	
第7節 ライフラインの 確保	(略)																			
	第5 電気通信施設	P. 308																		
	主担当：西日本電信電話株式会社 (関西支店)、 KDDI 株式会社 (関西総支社)、 ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社																			
第7節 ライフラインの 確保	(略)																			
	第5 電気通信施設	P. 308																		
	主担当： <u>西日本電信電話株式会社等</u> 、 KDDI 株式会社 (関西総支社)、 ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社																			

	修正前	修正後												
22	<p><b>第1 上水道施設 【上下水道局】</b> (略)</p> <p><b>2 情報連絡体制</b> 地震発生時には、有線による通信連絡が途絶することが予想されるので、各水道部署に設置しているMCA無線を活用し、応急連絡体制の確立を図る。</p> <p><b>3 動員体制</b> 応急給水及び応急復旧に従事する人員の確保を図るため、本市上下水道局職員は、市内で震度5弱以上を観測した場合は、あらかじめ指定された場所に参集する。 また、「大阪広域水道震災対策相互応援協定」に基づき、職員派遣の要請があった場合、職員の派遣に努める。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第1 上水道施設 【上下水道局】</b> (略)</p> <p><b>2 情報連絡体制</b> 地震発生時には、有線による通信連絡が途絶することが予想されるので、各水道部署に設置しているMCA無線等を活用し、応急連絡体制の確立を図る。</p> <p><b>3 動員体制</b> 応急給水及び応急復旧に従事する人員の確保を図るため、本市上下水道局職員は、市内で観測された震度に応じて、あらかじめ指定された場所に参集する。 また、「大阪広域水道震災対策相互応援協定」に基づき、職員派遣の要請があった場合、職員の派遣に努める。</p> <p>(略)</p>												
23	<p><b>第5 電気通信施設</b> 【西日本電信電話株式会社(関西支店)、KDDI株式会社(関西総支社)、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社】</p> <p>(略)</p>	<p><b>第5 電気通信施設</b> 【西日本電信電話株式会社等、KDDI株式会社(関西総支社)、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社】</p> <p>(略)</p>												
24	<p>災害応急対策 風水害編 <b>第2章 災害発生後の活動</b> (略)</p> <p><b>第2 各事業者における対応 【上下水道局、各関係事業者】</b> (略)</p> <p><b>5 電気通信(西日本電信電話株式会社(関西支店)、KDDI株式会社(関西総支社)、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社)</b> (略)</p>	<p>災害応急対策 風水害編 <b>第2章 災害発生後の活動</b> (略)</p> <p><b>第2 各事業者における対応 【上下水道局、各関係事業者】</b> (略)</p> <p><b>5 電気通信(西日本電信電話株式会社等、KDDI株式会社(関西総支社)、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社)</b> (略)</p>												
25	<p>災害復旧・復興対策 <b>第1章 生活の安定</b> (略)</p> <p><b>第5節 ライフライン等の復旧</b> 【第5節の施策体系】</p> <table border="1"> <tr> <td>第5節 ライフライン等の 復旧</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第6 電気通信 P.524</td> </tr> <tr> <td></td> <td>主担当：西日本電信電話株式会社(関西支店)、 KDDI株式会社(関西総支社)、 ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	第5節 ライフライン等の 復旧	(略)		第6 電気通信 P.524		主担当：西日本電信電話株式会社(関西支店)、 KDDI株式会社(関西総支社)、 ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社	<p>災害復旧・復興対策 <b>第1章 生活の安定</b> (略)</p> <p><b>第5節 ライフライン等の復旧</b> 【第5節の施策体系】</p> <table border="1"> <tr> <td>第5節 ライフライン等の 復旧</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第6 電気通信 P.524</td> </tr> <tr> <td></td> <td>主担当：西日本電信電話株式会社等、 KDDI株式会社(関西総支社)、 ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	第5節 ライフライン等の 復旧	(略)		第6 電気通信 P.524		主担当：西日本電信電話株式会社等、 KDDI株式会社(関西総支社)、 ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
第5節 ライフライン等の 復旧	(略)													
	第6 電気通信 P.524													
	主担当：西日本電信電話株式会社(関西支店)、 KDDI株式会社(関西総支社)、 ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社													
第5節 ライフライン等の 復旧	(略)													
	第6 電気通信 P.524													
	主担当：西日本電信電話株式会社等、 KDDI株式会社(関西総支社)、 ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社													
26	<p><b>第6 電気通信</b> 【西日本電信電話株式会社(関西支店)、KDDI株式会社(関西総支社)、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社】</p>	<p><b>第6 電気通信</b> 【西日本電信電話株式会社等、KDDI株式会社(関西総支社)、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社】</p>												